

◆重点医療機関◆

・都道府県が指定。

<施設要件>

○病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者用の病床を確保していること

※病棟 = 診療報酬の考え方に準拠、
看護体制 1 単位

○全病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること

○療養病床ではないこと（療養病床利用の場合は種別変更）

◆協力医療機関◆

・都道府県が指定。

<施設要件>

○新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、病床を確保していること

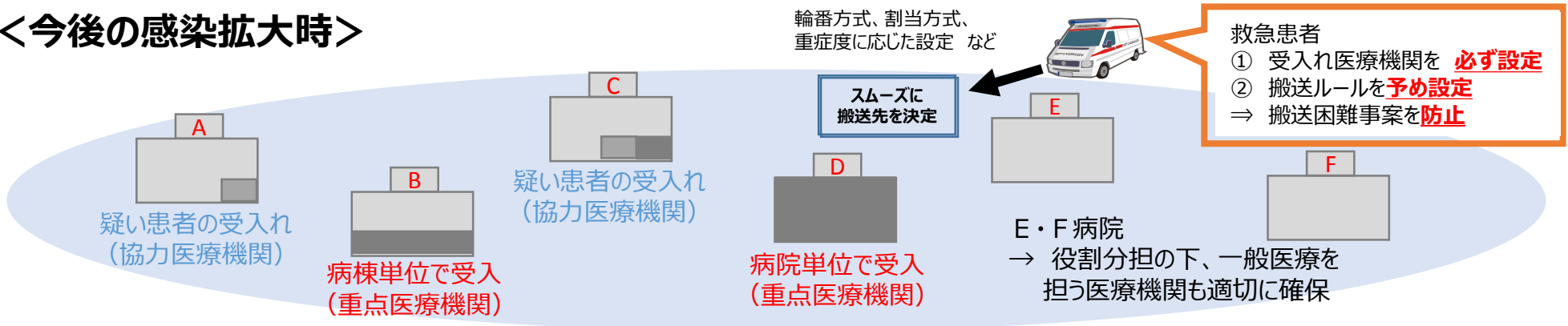
※個室 = シャワー、トレイなど他の患者と動線が独立

○全病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること

○療養病床ではないこと（療養病床利用の場合は種別変更）

○必要な検体採取が行えること

<今後の感染拡大時>



重点医療機関及び協力医療機関の指定等に関する方針(案)

新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制については、感染症が早期に収束しない可能性を考慮し、「感染症との共存」も見据えつつ、新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者に対する一般医療との両立を図っていかなければならない。

今後は、医療機関の役割分担を明確にしながら、医療資源の効率的な活用や医療機関における感染防止対策の充実を図るため、本道における重点医療機関及び協力医療機関については、以下の方針に基づいて、指定等を行う。

1 指定等の考え方

(1) **重点医療機関**

- ① 患者の受入体制の整備にあたっては、重点医療機関が中心的な役割を果たすことが必要であることから、**感染症指定医療機関の感染症病床を有する医療機関を中心に、指定を進める。**
- ② 地域における感染が拡大した場合において、**道からの要請に最大限対応できる体制を速やかに確保できる医療機関を優先して指定**する。
- ③ 指定を受けようとする医療機関については、常時専用病棟を確保する場合と、感染拡大時に道からの要請を受けて速やかに専用病棟を確保する場合が想定されることから、**指定期日等については、医療機関の意向も尊重しながら、柔軟に対応**する。
- ④ 感染患者数が減少し、再び増加する傾向が見られない場合であって、重点医療機関が**一般医療への対応のため専用病棟の解除が可能と考える場合、道は、再度感染が拡大した場合の対応等について当該医療機関と協議した上で、指定を解除**することができる。

重点医療機関及び協力医療機関の指定等に関する方針(案)

(2) **協力医療機関**

- ① 疑い患者については、患者と同等の感染管理が必要である他、早い段階で地域の感染拡大を防止する観点からも受入体制の充実が必要であることから、**医療機関の意向を踏まえ、指定**を行う。
- ② 疑い患者に対して**必要な検体採取を行うことができ、かつ、帰国者・接触者外来として道（又は保健所設置市）に届け出ている医療機関を指定**する。
- ③ 地域における感染患者数が減少し、増加傾向に転じていない場合であって、**協力医療機関が専用個室病床を解除することが可能と考える場合、道は、再度感染が拡大した場合の対応等について当該医療機関と協議した上で、指定を解除**することができる。

2 その他

指定要件については、6月16日付け事務連絡に記載された要件を全て満たしていることとし、申請に係る手続きについては、別途定める。

また、この方針に定めるものの他、重点医療機関及び協力医療機関の指定等に関する必要な事項については、新型コロナウイルス感染症対策専門会議の意見を聴き、決定することとする。

3 施行期日

この方針は、令和2年7月 日より施行する。